

水生生物の保全に関する項目に係る環境基準の類型について

1 水生生物の保全に関する項目の環境基準について

- 河川に適用する水生生物の保全に関する項目についての環境基準は以下のとおり定められている。

(平成15年11月設定)

【水生生物の保全に関する項目に係る環境基準(河川)】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

2 水生生物の保全に係る環境基準の類型区分について

- 水生生物の保全に係る環境基準の類型区分については、淡水域に生息する魚介類が冷水域と温水域では異なっていることから、水温を因子として2つに区分された(生物A、生物B)。
- また、産卵場及び感受性の高い幼稚子等の時期に利用する水域については、それぞれ特別域の区分(生物特A、生物特B)が設けられた。
- 淡水域における水域類型に対応する主な魚介類は以下に示すとおりである。

【淡水域における水域類型に対応する主な魚介類】

類型	主な魚介類
生物A	アマゴ、サツキマス、ヤマメ、サクラマス、イワナ、アメマス、カラフトマス、シロザケ、ニジマス、スチールヘッド、ヒメマス、ベニサケ、カジカ
生物B	ウグイ、シラウオ、オイカワ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、キンブナ、オオキンブナ、コイ、ドジョウ、ナマズ、ヨシノボリ、ウナギ、ボラ、スジエビ、テナガエビ、ヒラテテナガエビ、ミナミテナガエビ、ヌカエビ、モクズガニ、マシジミ、ヤマトシジミ

3 府域河川の水生生物生息状況に関する情報

- 府域河川の水生生物生息状況に係る調査等については以下に示すものがあり、これらの情報を資料5-4に示す。

大阪市内河川魚類生息状況調査(平成18年度) (大阪府)

大阪市内河川の19地点において、魚類の生息状況を把握し、水質の汚濁状況や海水の影響による『魚類のすみわけ』という性質を利用して、通常の理化学的なデータでは、はかりきれない水質環境を評価するもので、平成3年から5年ごとに実施

大阪府下の川と魚(大阪府)

河川漁業権免許の更新の際の基礎資料を得ることを目的として、生物の生息状況について整理が行われている。

河川整備基本方針、河川整備計画(大阪府)

河川整備の基本となるべき方針、具体的な河川整備に関する事項を定めるため、河川法に基づき策定されるもの。その策定の際に生物の状況についての整理が行われている。

寝屋川ルネッサンス 計画参考資料(大阪府)

寝屋川流域水環境改善緊急行動計画(ルネッサンス)策定時に生物の生息状況について整理が行われている。

その他(水生生物センター提供文献等)